

草津市と草津市内郵便局との包括連携協定書

草津市（以下「甲」という。）と草津市内郵便局（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、草津の魅力の発信、地域の一層の活性化および市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、草津の魅力・情報の発信をはじめとする地域の活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。ただし、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 草津の魅力・情報の発信に関すること。
- (2) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること。
- (3) 女性の活躍推進に関すること。
- (4) その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号の具体的な事項については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙は、甲または乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲および乙は、前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、第2条第2号の規定による協力をした場合および協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、第2条の連携・協力事項に関する内容について、知り得た相手方の秘密を相手方の承認を得ないで他に漏らし、または本協定の目的以外に使用してはならない。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

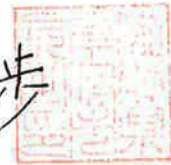
以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月26日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

橋川 渉



乙 草津市西浜川一丁目3番38号

草津市内郵便局 代表 日本郵便株式会社

草津郵便局長

井上 雅和

